

# 一般競争入札公告共通事項

## 1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 公告日現在における宇治田原町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない及び同条第 2 項の規定に基づく町の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、町の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査について、一般競争入札参加確認申請の時点において有効な結果通知を受けている者であること。
- (6) 入札に参加する者に必要な資格における許可の種類及び営業所とは、建設業法第 3 条の規定による建設業の許可の種類及び営業所をいう。
- (7) 入札に参加する者に必要な資格における施工実績がある場合については、当該法人又は個人が元請として施工した実績でなければならない。
- (8) 入札に参加する者に必要な資格における配置予定技術者については、当該法人又は個人が直接雇用する技術者でなければならない。

## 2 設計図書等の入手方法等

### (1) 確認申請書等の入手方法

- ア 原則として、該当の公告に示す配布期間に、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
  - イ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、該当の公告に示す配布期間（午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。））に、該当の契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。
- なお、窓口配布の場合、確認申請書等は、当該工事の入札参加要件を満たす者に限って有償で配布する。

### (2) 設計図書等の閲覧

- ア 閲覧設計図書については、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードできる。
- イ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、該当の公告に示す配布期間（午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。））に、該当の契約条項を示す場所へ問い合わせること。

## 3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類（以下「資格確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、本工事は、原則として京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う対象工事である。

### (1) 提出方法

- ア 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムにより該当の公告に示す提出書類を提出すること。
- なお、資格確認資料の容量が総量で 2 メガバイトを超える場合若しくは資格確認資料に正本が必要な場合は、その全部について該当の契約条項を示す場所に郵送（申請書の受付期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）をするとともに、確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

- イ やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、該当の公告に示す受付期間内に、提出書類を該当の契約条項を示す場所に書留郵便等の配達記録が残る方法により郵送すること。

### (2) その他

- ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。
- ウ 提出された書類は、本町において無断使用することはない。
- エ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、町の指名停止措置を行うことがある。

#### 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本町に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参又は郵送により、説明を求めることができる。（電話によるものは受け付けない。）  
なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

#### 5 確認申請書、資格確認資料及び設計図書等に関する質問回答

- (1) 質問については、すべて書面をもって行うこととし、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリ（又はメール（必要に応じて設定））にて該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送又は持参によるものは受け付けない。）
- (2) 回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあっては速やかに、設計図書等に関する質問にあっては該当の公告に示す日に入札情報公開システムに掲載する。
- (3) 連絡先が記入されていない又は匿名でなされた確認申請書、資格確認資料及び設計図書等に関する質問については、回答しない。また、設計図書等に関する質問にあっては、入札参加者から提出された質疑書のみ回答する。

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札の方法

ア 電子入札者は、電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書を提出すること。

なお、工事費内訳書の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、該当の契約条項を示す場所に郵送（入札期間までに必着させるとともに、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）をするとともに、入札書に、工事費内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送する場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ 発注者の承諾を得た紙入札者は、該当の公告に示す入札期間内に、該当の契約条項を示す場所へ入札書及び工事費内訳書を簡易書留等届け先到着時間が確認できる方法により郵送すること。

##### (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとする。

千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

##### (3) 工事費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。なお、再度入札を行う場合は、工事費内訳書の提出を要しない。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

##### (4) 入札の回数

入札の執行回数は、2回までとする。

##### (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 公告の3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

- エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のＩＣカードを使用しての入札を含む。）をした者の行った入札
- オ 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札
- カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した者の行った入札
- キ その他不正の目的を持ってＩＣカードを使用した者の行った入札
- ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- コ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札
- サ 氏名、印鑑（電子署名を含む。）若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
- シ 開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札（再度入札の場合を除く。）
- ス 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者の行った入札
- セ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- ソ 再度入札における前回の最低入札額以上の価格で入札した者の行った入札
- タ 開札日において有効な経営事項審査の結果通知のない者の行った入札
- チ 技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事において、入札を辞退すべき入札に入札書を提出した者の行った入札
- ツ 親子会社等の基準（町発注工事における特定関係にある会社の同一入札への参加制限について）に該当する複数の者の行った入札

#### （6）入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書の提出期限（ただし、入札書を提出する場合は、紙入札の場合は入札書が本町に到着するまで、電子入札の場合は入札書を提出する）までは、入札を辞退することができる。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、町の指名停止措置を行うことがある。

#### （7）契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### （8）発注者の承諾を得た持参による入札

- ア 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、工事名及び入札書が在中している旨を記載し、契約担当者あての親筆とする。
- イ 表封筒の中には、「入札書」と記載した中封筒、「工事費内訳書」と記載した中封筒を入れる。
- ウ 「入札書」と記載した中封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。
- エ 「工事費内訳書」と記載した中封筒には、内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。
- オ 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。
- カ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

#### （9）再度の入札に関する事項

- ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上）の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、エにより、再度入札に参加できる者がないときは、再度入札を行わない。
- イ 再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者（エのいずれかに該当する者は除く。）に次の事項を通知する。
  - （ア）再度入札を行う旨
  - （イ）再度入札の入札書の提出期間
  - （ウ）再度入札の開札日時
- ウ 再度入札は1回限りとする。
- エ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。
  - （ア）当初入札において不着又は辞退となった者
  - （イ）当初入札において無効または失格の入札をした者
- オ イの通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本町は一切の責めを

負わない。

(10) 予定価格の公表

事後公表の場合は、開札日から 3 業務日以内に入札情報公開システムにより予定価格を公表する。

7 入札保証金

免除する。

8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

9 契約保証金

落札者は、予定価格が 500 万円以上の工事については、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 契約書の作成

落札者は、落札決定を受けてから 7 日以内に契約書を作成すること。ただし、7 日後が閉庁日の場合は、7 日後以降で直近の閉庁日とする。

なお、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 18 号）」に該当する場合は、これを仮契約とし、宇治田原町議会の議決を得た時に本契約に移行するものとする。

電子契約を希望する場合は、落札決定を受けてから、宇治田原町電子契約実施規程（令和 6 年規程第 3 号）別記様式「電子契約利用申出書」を契約担当者に提出すること。

11 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、設計図書、及び仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 電子入札者にあっては、宇治田原町ホームページに掲載されている「宇治田原町建設工事等電子入札運用基準」を遵守すること。
- (2) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、町の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すことがある。
- (4) 開札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該企業体及び各構成員）が、本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (5) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (6) 再度入札において、入札締切通知書により通知する予定価格以下で入札をすることができない場合は、入札を辞退すること。  
なお、再度入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札をした場合、失格とする。また、指名停止措置を行うことがある。
- (7) 工事請負契約書第 10 条第 1 項第 1 号に規定する現場代理人については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。ただし、契約書第 10 条第 3 項に定める規定及び「建設工事と技術者の配置について」による場合は、この限りでない。  
なお、これに違反した場合は、契約の解除及び指名停止措置を行うことがある。
- (8) 開札の前後にかかわらず、入札参加者が一者のみの場合は、入札を中止することがある。
- (9) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止措置を行う。
- (10) 入札期間中に行うべき質疑及び照会以外の質疑等は一切受け付けない。
- (11) 本入札では、積算内容等を変更する必要が生じた場合、入札期間中に積算内容等を変更し、入札を継続する場合がある。